

たばこをやめたいあなたへ!

令和7年度



江東区禁煙外来 治療費助成事業

江東区では禁煙を希望する区民の方を応援するため、禁煙外来治療費の一部助成事業を実施しています。

登録受付

令和7年
6月2日から

先着
100名
(申し込み順)

対象者

- ・江東区に住民登録している20歳以上の区民(登録時・助成金申請時)
- ・本事業登録時、禁煙治療の開始前であること(治療中、治療後の方は対象外)
- ・健康保険で禁煙治療を受けることができる方
- ・過去に助成金の交付を受けたことがない方

助成内容

- ・健康保険が適用される禁煙外来治療費の自己負担分
- ・医師の処方に基づいて購入した禁煙補助薬購入費の自己負担分

助成額

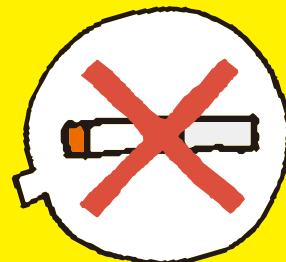
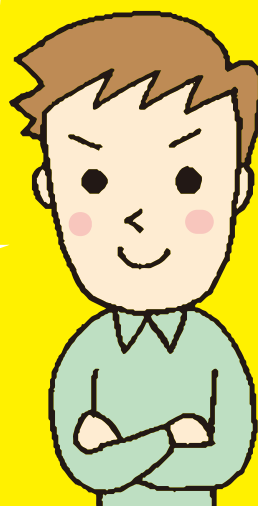
- ・上限1万円(助成が受けられるのは1人1回限り)
 - ・自己負担額が1万円未満の場合はその額
- ※治療を完了できなかった場合は助成の対象になりません

交付条件

- ・禁煙外来治療を5回以上受診
 - ・領収書、明細書を保存している
 - ・登録期間(6か月)内
- ※治療薬の出荷状況により期間を変更する場合がございます

対象
医療機関

禁煙治療に保険が使える医療機関
(江東区外でも可)





助成までの流れ

(注)必ずご確認ください

現在、保険適用を受けた代表的な禁煙補助薬バレニクリン（国内商品名：チャンピックス）の出荷が停止されているため、禁煙外来の新規受付を一時停止している医療機関があります。助成をご希望の方は、事前に医療機関へ治療を実施しているか必ずご確認ください。

健康推進課に登録申請書を提出(窓口・郵送・FAX・電子申請)

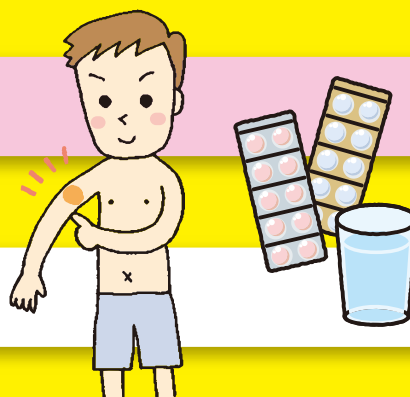
※書式等詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶



健康推進課より登録決定通知の送付

禁煙外来治療開始(受診5回 12週間)

治療終了(治療中断の場合は対象外)



登録日より6か月以内に請求

助成金の請求(窓口・郵送)

申請窓口
郵送先

〒135-0016

江東区東陽2-1-1 江東区保健所健康推進課 がん対策・地域医療連携係
(江東区健康センター2階9番)

必要書類

- ① 交付申請書兼請求書(押印したもの)※シャチハタ不可
- ② 医療費・薬剤費の領収書・明細書(写し)※禁煙外来治療とわかるもの
- ③ 振込先口座番号がわかるもの
- ④ 登録時の決定通知書(写し)

助成金の交付(指定口座振込)

【問い合わせ・申し込み先】

江東区保健所健康推進課 がん対策・地域医療連携係

TEL 03-3647-5889 FAX 03-3615-7171



スポーツと人情が熱いまち

江東区